

地方独立行政法人広島市立病院機構第3期中期計画変更案 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
第11 料金に関する事項 1 料金 病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。 (1) 使用料 ア 特別病室差額使用料 別表第1の(1)及び(2)に定める額 イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。） ㊦ 医科 <u>5, 500円</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあつては、<u>5, 000円</u>） ㊧ 歯科 <u>3, 300円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>3, 000円</u>） ウ 再診患者加算料（他の病院（<u>許可病床の数が400未満</u>であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。） ㊦ 医科 <u>2, 750円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>2, 500円</u>） ㊧ 歯科 <u>1, 650円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>1, 500円</u>） エ 新生児室使用料 1日につき 2, 400円 オ 分べん料 1件につき 別表第2に定める額 カ セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。） 1件につき 相談時間が30分までは11, 000円、30分を超える場合は11, 000円に30分を超える部分につき30分までごとに3, 760円を加算した額	第11 料金に関する事項 1 料金 病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。 (1) 使用料 ア 特別病室差額使用料 別表第1の(1)及び(2)に定める額 イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。） ㊦ 医科 <u>7, 700円</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあつては、<u>7, 000円</u>） ㊧ 歯科 <u>5, 500円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>5, 000円</u>） ウ 再診患者加算料（他の病院（<u>病床の数が200未満</u>であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。） ㊦ 医科 <u>3, 300円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>3, 000円</u>） ㊧ 歯科 <u>2, 090円</u>（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、<u>1, 900円</u>） エ 新生児室使用料 1日につき 2, 400円 オ 分べん料 1件につき 別表第2に定める額 カ セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。） 1件につき 相談時間が30分までは11, 000円、30分を超える場合は11, 000円に30分を超える部分につき30分までごとに3, 760円を加算した額